

暮らし

市役所代表

☎23 5111

FAX 22 5100

*お知らせの表記

問…問い合わせ先

申…申し込み先

HP…ホームページ

※費用の記載がないものは無料です。

児童扶養手当現況届および特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当の受給資格者は現況届が、特別児童扶養手当の受給資格者は所得状況届の提出がそれぞれ必要です。

提出がない場合は手当の支給がでない場合がありますので、忘れずに福祉課児童家庭係（市役所新館1階）までお越しください。

受付期間

▼児童扶養手当

8月1日(水)～8月31日(金)

▼特別児童扶養手当

8月13日(月)～9月10日(月)

午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜日を除く)

※対象者には封書で通知していますので、必要書類を確認してください。

問 福祉課 ☎51 6717

障害児福祉手当・特別障害者手当をご存知ですか

■障害児福祉手当

20歳未満で、政令で定める重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児に対して支給される手当です。

障害を支給事由とする年金の給付を受けている場合、または施設に入所している場合は支給されません。

■特別障害者手当

20歳以上で、政令で定める重度の障害が重複するなど、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障害者に対して支給される手当です。施設に入所している場合、または病院などに3カ月を超えて入院している場合は支給されません。

◆いづれも

所得制限があります。また、手続きには診断書などの提出が必要です。

問 福祉課 ☎51 6718

義援金のお礼

6月30日をもって受け付け終了となりました被災者支援のための義援金は、総額で1112万7578円となり、本市に避難している被災者のかたがたに配分いたしました。皆様のご厚意に心より感謝申し上げます。

問 総務課 ☎51 6701

ふるさと納税制度のお知らせ

ふるさと納税制度は、応援したい県や市町村に寄附をした場合、現在お住まいの自治体の住民税（都道府県民税、市町村民税）および所得税から、寄附金額にに応じて一定額を控除する制度です。

十和田市で育ったかた、十和田市とかかわりのあるかただけに限らず、十和田市を応援したいかたはご利用いただけます。

皆さんのお知り合いのかたで、本市以外にお住まいのかたがたに、「ふるさと納税制度」の利用をご紹介します。詳しくは市ホームページでも確認できます。

問 企画調整課 ☎51 6711

平成24年度排水設備工事責任技術者試験

とき 10月18日(木) 午後2時～4時

ところ 八戸会場ほか

受験料 8000円

(別途、振込手数料が必要)

受験資格 年齢、学歴、実務経験などの要件がありますので、事前にご確認ください。

申込期間 8月17日(金)～9月3日(月)

(土・日曜日を除く)

※申込書は8月17日(金)から下水道課で配布します。

申 下水道課 ☎25 4015

民生委員・児童委員決定のお知らせ

新しい民生委員・児童委員をお知らせします。生活上の心配事など、お気軽にご相談ください。

主な担当地域	委員名	電話番号
東二十一番町 35、36、 東二十二番町 27～、 東二十四番町 41～50、 里ノ沢	大沢 幸雄	☎0768

問 福祉課 ☎51 6718

赤十字活動を支えるのは、あなたです

昨年発生した「東日本大震災」で、日本赤十字社青森県支部は、被災地への医療救護班の派遣、避難所での巡回診療活動や救援物資の配布などを行いました。これらの赤十字活動を行うための財源となっているのが、赤十字社員の皆さんから寄せられる社資（社費・寄附金）です。県支部の活動費のおよそ9割が社資によってまかなわれています。今後も赤十字活動へのご協力をお願いいたします。

■平成23年度の社資募集実績額は、2億1365万2193円で対前年比6.7%増となりました。

問 生活環境課 ☎51 6725